令和３年６月

大木町農業委員会総会

議　事　録

令和３年６月作成

令和３年６月大木町農業委員会
総会議事録

１．開催日時　令和３年６月10日（木）午前9時30分から午前10時10分

２．開催場所　大木町役場　３階　大会議室

３．総会構成人員現在総数　18名

４．出席委員　（18名）

１番　荒巻　明子
２番　山口　茂徳
３番　田中　良房
５番　黒田　安利
６番　松本　久吉
７番　山縣　吉子
８番　平木　俊博
９番　北原　幸則
１０番　熊本　森行
１１番　松永　靜義
１２番　池口　活友
１３番　山城　都行
１４番　石橋　隆
１５番　牟田口　美智子
１６番　田中　稔男
１７番　真辺　恵子
１８番　井手　正宏
１９番　眞崎　萬次（会長）

５．欠席委員　（０名）

６．農業委員会事務局職員

主　幹　　鶴岡　寛士
書　記　　北原　俊佑

７．議事内容

１．議事

１）農地法第 18 条第６項の規定による通知について
２）農地法第３条の許可申請について
３）農地法第５条第１項の許可申請について
４）大木町農用地利用集積計画の決定について

８．会議の概要

議　長	皆さん、おはようございます。定刻になりましたので始めたいと思います。 今月より、午前９時３０分からの開会となりますので、間違えないようよろしくお願いします。ちなみに、黒田さんが少し遅れるとのことですので、総会の方は始めたいと思います。それから、今日は事務局長が議会のため本日の総会は欠席させていただきたいとの通知があっておりますので、ご報告させていただきます。 さて、先ほどお話したように６月から９時３０分ということですけど、苺の収穫が終わったという事で、例年と同様にかなりいい成績があがっていると聞いております。非常にいいことだなと思っておりますし、また麦の方も梅雨入りが３週間ほど早いということで、収穫の心配をしておりましたが、長雨が続かなかったので、無事に収穫作業が終わったという事で、収量も前年以上となるような状況ですので非常によかったなと思っているところでございます。 また毎回言っておりますが、新型コロナの件ですが、県ではまだ緊急事態宣言が発出されております。ただ、最近はかなり感染者数も少なくなっておりまして、終息の方向に向かっているようで喜ばしいことだと思いますし、私も７日にワクチン注射を打ってきました。やはり、少しは副反応があるようですが、極端に具合が悪いという状況にはなりませんでした。 また、田植えシーズンに入りますので、体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。 それでは、大木町農業委員会会議規則第６条の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会が成立したことを報告いたします。 ではただいまより、６月の農業委員会総会を開催いたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようにお願い申し上げます。 本日の議事録署名人を、５番委員黒田安利委員、６番委員松本久吉委員にお願いいたします。 それでは議案第１号「農地法第 18 条第６項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いいたします。
井手副会長	はい。
議　長	はい。井手副会長。
井手副会長	解約日の所に書いてある使用貸借と書いてある分だけが、本当に使用貸借になるのですか？ ○○さんと○○さん、使用貸借以外の実際の耕作者を教えてください。

議　長	はい。事務局。
事務局	○○さんと○○さん○○さんについては、耕作者は○○さんが農事組合法人の構成員ということで耕作をしてありました。
井手副会長	今までがということですよね？
事務局	そうです。
議　長	いいですか？補足ですが、耕作者を変更するためということですが、変更後の耕作者については、すべておられるということで確認を取っております。詳細な説明がいるようでしたらしますがいいですか？
各委員	（　意見なし　）
議　長	意見もないようですので質疑を終わります。 議案第１号の通知を終わります。 次に議案第２号「農地法第３条の許可申請について」を議題といたします。 整理番号１番を議題といたします。 事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。 地元委員の松永委員の意見をお願いします。
松永委員	整理番号１番について説明させていただきます。 ただいまの事務局の説明どおりでございまして、５月２１日に譲受人の親の○○さんから連絡がありまして、この度娘夫婦が苺栽培を始めるという事でよろしくお願いしますとのことでした。 私も現地を確認させていただきましたが、場所につきましては（有）○○○○の南側にある農地であります。農地の取得の下限面積についても 40ａを超えていますので、何の問題もないと思います。よろしくお願いいたします。
議　長	地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。 質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。
各委員	（　意見なし　）
議　長	意見もないようですので、質疑を終わります。 採決いたします。整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員	（　全員挙手　）
議　長	全員賛成と認め整理番号１番を承認することに決定いたします。 次に、議案第３号「農地法第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。 整理番号１番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明　「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の松本委員の意見をお願いします。
松本委員	６月８日事務局と黒田委員と３名で現地調査にあたりました。 先ほど事務局から説明があったとおりですが、私のほうから改めて説明いたします。 現地は道路に三方を囲まれており、一方は宅地となっております。 農地につきましては、道路を挟んで南側の方に２枚あります。 それから、ここに３軒の２階建て住宅が建ちますが、排水についてはここから北側の道路沿いに側溝を作るそうです。この側溝を通じて北側の堀に排水をするということになっております。 農地は、今申しましたように、道路を隔てた所でございますし、この件については問題はないと思います。以上です。
議　長	続いて、地元委員の井手副会長の意見をお願いします。
井手副会長	５月２１日に〇〇登記測量事務所からお見えになり、丁寧な説明を受けました。先ほど事務局と地元委員さんより説明があったとおり、道路に側溝を新たに作るという事で、雨水などは側溝を通じで流すということです。浄化槽も３軒建ちますので各１軒ずつ浄化槽をつくり、別々に排水をするという事でした。 現状では、畑という状態です。昔は苗床を作ってありましたが、今は何かを作ろうとしても排水や水もなく、畑をするにしても排水が悪いという事で処分に至ったということを聞いています。周辺農地はありませんので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議　長	現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。 質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。
各委員	（　　意見なし　　）
議　長	意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。 整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	（　　全員挙手　　）

議　長	全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。 次に、議案第４号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。 質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。
各委員	（　　意見なし　　）
議　長	それでは意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。 議案第４号を承認することに賛成の方は挙手を願います
各委員	（　全員挙手　）
議　長	全員賛成と認め議案第４号を承認することに決定いたします。 それでは以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。